

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨及び背景

名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例について、3階の生きがい交流スペースの本格運用に伴い、利用時間に係る規定等の整備及び受益者負担の見直しを図るための利用料金の改定を行うほか、所要の改正を行おうとするものです。

その背景として、令和8年度から次の目的の達成のため、生きがい交流スペースに子ども若者の居場所（仮称）名張市ユースプレイス（以下「ユースプレイス」といいます。）を整備することとしています。

- (1) 困難を抱える子どもの支援
- (2) 表面化していない困難を抱える子ども・若者の早期発見
- (3) 子ども・若者からの市や地域への意見表明
- (4) 多世代間の交流を促進
- (5) 不登校の課題を抱える子どもの居場所

2. ユースプレイスの利用対象者

ユースプレイスの利用対象者は、概ね10歳以上30歳未満の子ども・若者及び児童福祉上の支援を必要とする児童及びその保護者とし、常勤職員2人（子ども相談員を含みます。）と非常勤職員4人の交代制勤務により、常時3人の職員を配置します。

なお、計画している施設概要は次のとおりです。

(1) 開所日及び開所時間

ア 月曜日から土曜日まで 午前10時から午後8時まで

イ 日曜日（月1回程度） 午前10時から午後5時まで

(2) 利用定員 約50人

(3) 利用料金 無料

(4) 施設の機能

ア イス、ソファ、テーブル、カウンターなどを配置した「フリースペース」

イ 集中して読書や勉強ができる「学習スペース」

ウ 身体や髪の手入れの保持のための「バスルーム」

エ 調理や食事の提供ができる「調理室」

オ 個人情報に配慮し、悩みなどの相談ができる「相談室」

(5) 主な設備及び備品

空調完備、フリーWi-Fi、見守りカメラ（個室や死角部分）、ロッカー、テレビ、DVD、電子レンジ、電気ポット、洗濯乾燥機、図書類、送迎車両（市が送迎支援を必要と認める子どもに対してのみ行います。）

3. 条例改正の内容

1及び2の事項を実施するため、名張市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり改正します。

（1）生きがい交流スペースの利用時間及び利用に係る許可の規定を整備します。

ア 利用時間について、現行の午前8時30分から午後4時30分までを午前9時から午後8時までとします。

イ 利用ができる者について、概ね65歳以上の者や心身に障害がある者等に加えて、概ね10歳以上30歳未満の者、児童福祉上の支援を必要とする児童及びその保護者を追加します。

なお、今回の改正により新たに利用対象者となる子ども・若者等の利用料は、無料とします。

（2）名張市行財政改革プランに基づき、受益者負担の見直しのため、会議室等の使用料の額を次表のとおり改定します。また、設備器具料の項目に新たな設備を加えます。

（円／時間）

施設	利用日	現行料金		改定料金	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ふれあいホール	平日	1,000	1,200	1,500	1,800
	土日・祝日	1,500	1,800	2,250	2,700
101会議室	平日	300	360	400	480
	土日・祝日	450	540	600	720
102会議室	平日	300	360	400	480
	土日・祝日	450	540	600	720
201会議室	平日	300	360	400	480
	土日・祝日	450	540	600	720
202会議室	平日	200	240	300	360
	土日・祝日	300	360	450	540
展示ホール	平日	300	360	400	480
	土日・祝日	450	540	600	720

設備器具料に、舞台（1式500円）及び移動観覧席（1式4,000円）の項目を加えます。

（3）その他所要の改正を行います。

4. 施行期日等

令和8年4月1日から施行します。なお、改正後の利用料の額は、同日以後の利用に係る利用料から適用します。